

## 【台湾】患者自主権利法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

\* 2015年12月18日、医療に関する患者本人の知る権利、選択の自由、自己決定権等を保障し、終末期医療について患者本人の事前意思決定の制度を整備するため、患者自主権利法が制定された。

### 1 背景と経緯

台湾の現行法では、医療機関が患者に手術等を行う場合、患者本人又はその法定代理人、配偶者及び親族等の関係者（以下「法定代理人等」）に対する事前説明と同意取得が義務付けられている（医療法第63条）。患者の病状や治療方針等の告知対象も同様である（同法第81条）。このように、患者本人への告知やその同意取得は必須ではなく、患者本人の知る権利や自己決定権の保障が十分とは言えない。患者が意識不明又は明確な意思表示ができない場合は、法定代理人等の意思に従って医療行為が行われる。また、心肺蘇生その他生命維持治療を行わないことは、末期患者と認定された者が事前に意向書に署名している場合にのみ認められ（ホスピス緩和医療条例第7条）、そうでない場合、医療機関や医師は法的責任が問われる。患者が医療を拒否する権利についての規定も未整備である。

2015年12月18日に立法院第8期第8会期第14回会議で可決、成立した患者自主権利法（注1）は、患者の事前意思決定（advance care planning: ACP）、事前指示書（advance directives: AD）、医療判断委任代理人（health care proxy、意識不明又は明確な意思表示ができない状態になったときに本人に代わって意思表示を行うため事前に選任された者）等の制度整備を含め、患者本人の意思を十分に尊重した医療の実現を法的に保障するため、患者を主体として規定した台湾で初めての法律である。患者の自己決定権の保障という理念を社会に浸透させ、関連の制度整備を加速することに主眼を置いているため、法律に罰則規定は設けられていない。公布日は2016年1月6日、周知や準備の期間を考慮し、施行日はその3年後と定められた。

### 2 患者自主権利法の内容

全19か条から成る患者自主権利法の内容は、次のとおりである。

#### (1) 立法目的

医療に対する患者の自主権の尊重、天寿を全うする権利の保障、患者と医師の良好な関係の促進を目的とする（第1条）。

#### (2) 基本原則

患者は、病状、医療の選択肢及び各選択肢の効果とリスクについて知る権利を有し、医師の提供する医療の選択肢について選択・決定を行う権利を有する（第4条）。

#### (3) 患者の知る権利

医療機関又は医師は、患者の病状、治療方針、処置、投薬、予後等について、適切な時

期と方法を選んで患者本人に告知しなければならない。患者の明確な反対がないときは、患者の法定代理人、配偶者、親族、医療判断委任代理人又は患者と特に親しい関係にある者（以下「関係者等」）に告知することもできる。患者に十分な行為能力がないときは、患者本人とその関係者等に告知しなければならない。（第5条）

#### （4）患者の同意

手術等を行うとき、医療機関は、緊急を要する場合を除き、患者又はその関係者等に同意を求め、同意書に署名を得なければならない（第6条）。

#### （5）患者の事前意思決定と事前指示書

完全な行為能力を有する満20歳以上の者は、本人の受ける医療について事前指示書を作成することができ、その撤回又は変更は、書面により随時行うことができる。事前指示書には、生命維持治療や人工栄養等に対する意思表示を含めなければならない。（第8条）

事前指示書は医療機関との相談を経て作成し、公証人又は完全な行為能力を有する者2名以上を証人とし、その内容を全民健康保険証に注記しなければならない。医療機関との相談には、本人、2親等以内の親族1名以上及び医療判断委任代理人が参加しなければならない。事前意思決定の相談を行う医療機関の条件、相談の実施方法等については衛生福祉省が定める。（第9条）

#### （6）事前指示書の保管

事前指示書は、全民健康保険証に注記する前に、電子ファイルの形で衛生福祉省のデータベースに登録し、その内容変更等の管理を行わなければならない（第12条）。

#### （7）医療判断委任代理人の資格等

医療判断委任代理人は、完全な行為能力を有する満20歳以上の者を、事前意思決定を希望する本人が指定する。本人の相続人を除き、本人から遺贈や臓器提供等を受ける者は、医療判断委任代理人になることができない。（第10条）

医療判断委任代理人に対する委任は、書面により随時終了することができる（第11条）。

#### （8）事前指示書に基づく医療行為終了

①末期患者、②回復不能の昏睡状態、③永久的な植物状態、④極度の知能喪失、⑤その他患者の苦痛が受忍し難く治療方法もないことを衛生福祉省が公告するもののいずれかに該当することを専門医師2名が確認し、かつ、緩和ケアスタッフが少なくとも2回確認した場合、医療機関又は医師は、患者本人の事前指示書に基づき、生命維持治療又は人工栄養等の全部又は一部を終了することができる。この場合、医療機関又は医師は刑事責任を問われない。（第14条）

#### （9）医療行為終了後のケア

事前指示書に基づき医療行為を終了した患者に対しては、緩和ケアその他適切な処置を行わなければならない（第16条）。

注（インターネット情報は2016年1月21日現在である。）

(1) 「病人自主権利法」立法院法律系統 <<http://lis.ly.gov.tw/lghtml/lawstat/version2/02536/02536104121800.htm>>